

令和7年度 第1回江東区消費者教育推進委員会 議事要旨

- 1 日時：令和7年7月8日（火） 午前10：00～11：30
- 2 場所：パルシティ江東 第1・2研修室
- 3 出席者
委員11名（弁護士、所轄警察署担当、消費者団体代表、区職員、公募区民等）
事務局職員（地域振興部経済課）

4 議題

- (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
- (2) 令和6年度消費者教育の実施状況について
- (3) 令和7年度消費者教育の状況について
- (4) その他、質疑応答等

5 主な報告・意見等

事務局より議題（1）について、資料1により説明。相談事例報告について、委員から説明。

○ 事例1は、カスハラ関連に関する事例。

購入した品物に不具合があり、お客様相談室が本社に設置されていると思い、本社に出向いたが対応してもらえず、最終的には警察を呼ばれてしまった。顧客対応は本社では行っておらず、販売店で対応するというのが当該業者の運営方針であるため、対応してもらえなかったのだが、相談者が訪問先でのやり取りの中で、カスハラとみなされ、対応されてしまったという相談。

○ 事例2は、賃貸契約の更新に伴う値上げに関する事例。

分譲賃貸マンションに居住中で、契約更新時期に、周辺地域の家賃が高くなっていることを理由に家主から家賃を値上げすると言われた。大幅な値上げだが、応じないといけないかという相談。値上げ幅が適正かどうかについては、消費者センターでは判断できないが、このような相談が増えている。

○ 事例3は、不審な電話に関する事例。

大手通信会社から「電話料金が未納」と自動音声で何度も固定電話に電話があり、「このままだと電話が止まる」とも言われた。無視はしているのだが、どうしたらよいかという相談。実際に個人情報伝えてしまったという方も数多くいるので、こういった電話は個人情報の収集を目的としている可能性が高いと

考えている。

○ 事例4は、注文した覚えのない商品に関する事例。

代引きで荷物が届き、家族が本人に確認せず代金を払い受け取ってしまったが、詐欺ではないかという相談。相談者は返金については諦めていたが、諦めないで対応すれば払った代金を取り戻すなどの救済措置が取れる事例も多くある。

○ 事例4の注文した覚えのない商品について、救済措置が取れるという説明があったが、どのような方法で行っているのか。

○ 商品の発送元から、発送を発注した業者に連絡をとってもらい、返金をしてもらった事例もある。必ず取り戻せるというわけではなく、やってみないと分からないが、決して無理という話ではないので、諦めないで欲しい。

事務局より議題(2)(3)について、資料2・3により説明。

○ 消費者講座ではいろいろな講座を開催しているが、参加者の年齢層は。

○ 50歳代以上の方が多いが、高齢者を題材とする講座には、70歳代やその対象年齢の親御さんをもつ40・50歳代の方の参加もある。

○ 大学と連携した若者向け消費者教育は重要だと思うが、具体的にどのようなことを考えているか。

○ 大学の新入学生のオリエンテーション時に、消費者教育の機会の場の提供を依頼し、現在交渉している。

委員より所管課における消費者教育の取り組みについて、資料4に沿って説明。

○ 中・高校生の居場所作り事業として、中高生のためのSNSやスマートフォンの安全教室、中高生が教える保護者のためのSNS講座を実施した。今年度も同事業を実施する予定である。

○ 長寿サポートセンターからの消費者被害相談は20件、内、被害にあったもの9件、未遂に終わったもの11件。

長寿サポートセンターでは特殊詐欺の手口について情報共有し、さらに地域

のケアマネジャーや民生委員と情報共有している。また、自動通話録音機の設置や出前講座の実施など警察署や消費者センターとも日頃から連携している。

- 小学校・義務教育学校の前期課程では、社会科で生産や販売の仕事、家庭科で買い物の仕組みや消費者の役割を学び、道徳で「節度、節制」、「規則の尊重」に関連して、消費者教育との関連を図っている。また、デジタル教材を活用したインターネットの取引、SNS ルールなどを学びトラブルの未然防止に努めている。

中学校・義務教育学校の後期課程では、少し専門性が深まり、社会科で市場経済の基本的な考え方や消費者保護、自立支援を含めた消費者行政を、技術・家庭では売買契約、消費者トラブル等を学ぶ。道徳では小学校と同様の項目を通じて、消費者教育との関連を図っている。

- 管内では買取り詐欺や屋根などの点検詐欺などの事案が見受けられる。消費者被害の定義が明確ではないところもあるが、高齢者などが業者に騙されて高額な契約を結んでしまうなどの被害もある。気づかない方も多くいるので注意を促していただきたい。
- 一般消費者で被害にあわないというのはなかなか難しい。やはり消費者教育や家庭での教育など自分自身で守ることが大事だと思う。
- 高齢者などの銀行口座からお金が引きおろされるなどの被害ですが、業者などが絡んでいるのか。
- いろいろなケースがあるので断定できない。このような場合、銀行や銀行口座を変更してほしいとアドバイスしている。
- 大学との連携について、学生たちで企画し催し物を行っているような学校内の小さな団体などと、活動するのも一つの方法と思う。

令和7年度 第1回 江東区消費者教育推進委員会 会 議 次 第

日時：令和7年7月8日（火） 午前10時から

場所：パルシティ江東 3階 第1・2研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
- (2) 令和6年度消費者教育の実施状況について
- (3) 令和7年度消費者教育の実施計画について
- (4) その他、質疑応答等

3 連絡事項

4 閉 会

【資料】

資料1	江東区消費者相談・被害の状況について	1 頁
資料2	令和6年度消費者教育の実施状況について	5 頁
資料3	令和7年度消費者教育の実施計画について	8 頁
資料4	所管課における消費者教育の取組み	10 頁

【参考】

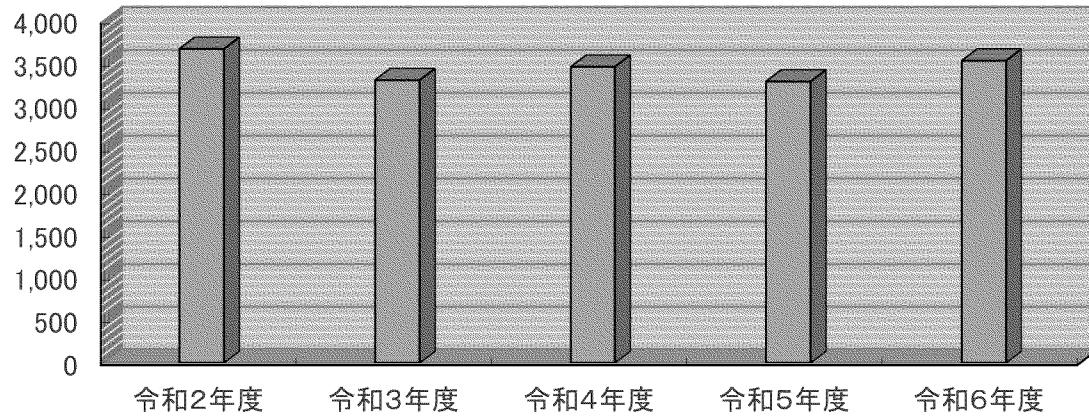
参考1	江東区消費者教育推進委員会設置要綱	14 頁
参考2	消費者教育推進委員会委員名簿	16 頁
参考3	前回議事要旨	17 頁

江東区消費者相談・被害の状況について

1. 消費者相談の推移

令和6年度の相談件数は3,535件、前年度比7.4%の増となっている。

図表1 相談件数



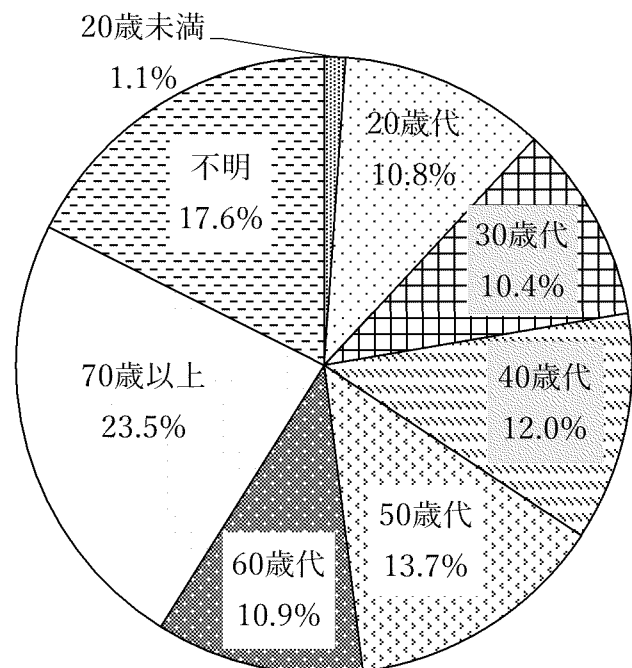
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	3,672	3,309	3,464	3,292	3,535
増減率(%)	4.1	△9.9	4.7	△5.0	7.4

2. 契約当事者年代別構成

50歳代以上が相談者全体の5割弱（不明を除く）を占めている。前年同期と比べ、20歳代・70歳以上の契約当事者が増加している。

図表2 契約当事者年代別構成

	6年度	5年度	対前年比
20歳未満	38件	48件	△20.8%
20歳代	383件	333件	15.0%
30歳代	366件	377件	△2.9%
40歳代	424件	423件	0.2%
50歳代	486件	491件	△1.0%
60歳代	386件	375件	2.9%
70歳以上	830件	690件	20.3%
不明	622件	555件	12.1%
合計	3,535件	3,292件	7.4%



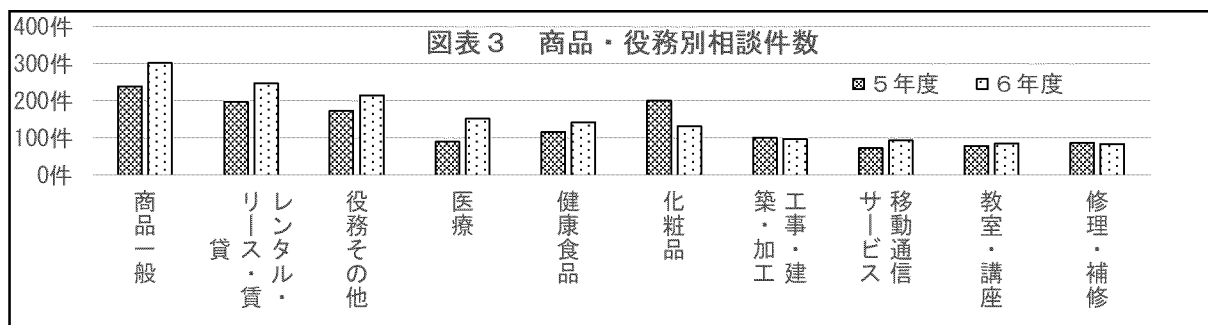
3. 相談の内容

商品・役務別相談件数 上位 10 位

順位	商品・役務	6 年度	5 年度	対前年比	主 な 項 目
1	商品一般	302件	239件	26.4%	不審な電話・メール、クレジットカード不正請求、注文していない荷物の配送
2	レンタル・リース・賃貸	247件	197件	25.4%	賃貸物件の退去費用、入居後に判明・発生した設備の不具合、家賃の増額等
3	役務その他	215件	174件	23.6%	給湯器、廃品回収、鍵の解錠、PCサポート、電子渡航認証、婚活サービス等
4	医療	152件	90件	68.9%	医療脱毛、美容外科、歯科矯正
5	健康食品	142件	116件	22.4%	定期購入、未注文、解約の電話が繋がらない
6	化粧品	133件	201件	△33.8%	定期購入、解約の電話が繋がらない
7	工事・建築・加工	97件	101件	△4.0%	施工不良、屋根工事
8	移动通信サービス	94件	73件	28.8%	スマートフォン等解約、通信料金
9	教室・講座	85件	79件	7.6%	中途退会、教室・講座内容
10	修理・補修	84件	87件	△3.4%	トイレの詰まり修理、エアコン修理

相談の特徴

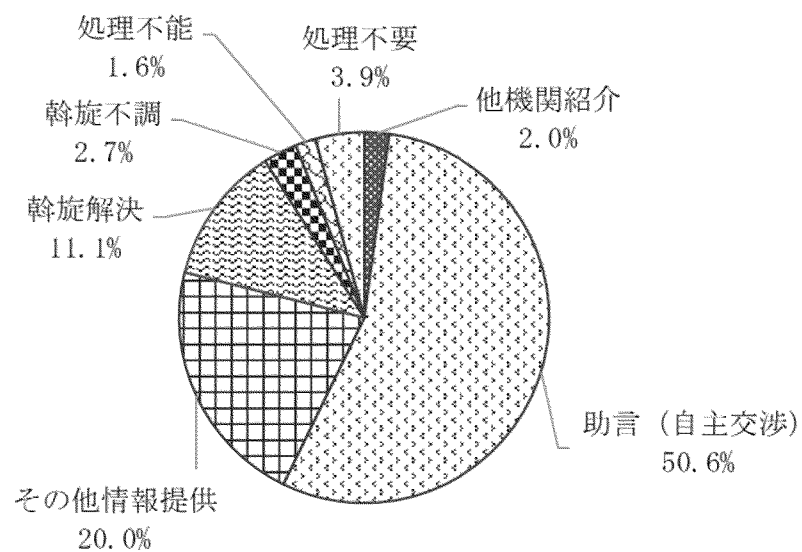
- 令和 6 年度で相談件数が最も多い商品・役務は、「商品一般」であり、相談全体の 8.5% を占める。架空請求に関する相談が依然として多く、クレジットカードの不正請求、身に覚えのない荷物の配送による請求など。また、個人情報を知る不審電話の案件なども目立つ。
- 「レンタル・リース・賃貸」は、賃貸マンションにからむトラブルが大半を占める。賃貸物件の退去費用、入居後に判明・発生した設備の不具合、家賃の増額など。
- 「役務その他」は、ガス給湯器点検訪問、廃品回収、鍵の解錠サービスが多い。インターネットを介しての事案では、PC のウイルス感染・質問サービス、電子渡航認証、婚活サービスの相談が多い。
- 「医療」は前年比 68.9%増。医療脱毛クリニックの倒産に伴う相談が多い。美容外科、歯科矯正は施術に対する相談が多い。
- 「健康食品」は知らないうちに定期購入になっており解約できない、解約したくても電話が繋がらない、注文した覚えがないなどの相談が多い。「化粧品」も同様の傾向である。



4. 消費者相談処理結果

態 様		件 数	構 成 比
処 理 結 果	他機関紹介	70件	2.0%
	助言（自主交渉）	1,788件	50.6%
	その他情報提供	706件	20.0%
	斡旋解決	392件	11.1%
	斡旋不調	96件	2.7%
	処理不能	58件	1.6%
	処理不要	138件	3.9%
	合計	3,248件	91.9%
未解決・処理中(R7.4.25現在)		287件	8.1%
相談総件数		3,535件	100.0%
処 理 期 間	即日処理	2,070件	58.6%
	継続処理	1,178件	33.3%

図表4 処理結果別割合



5. 相談内容事例

【事例1】カスハラ関連

相談内容	購入した品物に不具合があり、お客様相談室が本社に設置されている と思い、本社に出向いたが「販売店に行くように」と言われ対応して もらえなかった。最終的には警察を呼ばれ、警察官に連れ出されてし まった。
------	---

【事例2】賃貸契約の更新に伴う値上げ

相談内容	分譲賃貸マンションに居住中。契約更新時期なのだが、家主から家賃 を値上げすると通知が届いた。周辺地域の家賃が高くなっているから だという。大幅な値上げだが、応じないとならないか。
------	---

【事例3】不審な電話

相談内容	固定電話に大手通信会社から「電話料金が未納」と自動音声で何度も 電話がかかってくる。「このままだと電話が止まる」とも言ってい た。無視はしているのだが、あまりに頻繁にかかってくるので気持ち が落ち着かない。
------	--

【事例4】注文した覚えのない商品

相談内容	昨日、私宛に代引きで荷物が届いた。私が注文したものと思い、家 族が代金を払い受け取ってしまったが、注文した覚えがない。 詐欺被害にあったと思うが今後どうしたらよいか。
------	---

令和 6 年度消費者教育の実施状況について

1. 消費者講座

No.	実 施 日	講 座 名	講 師 名	参加人数
1	4 月 25 日(木)	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	(公社) 全国有料老人ホーム協会 倉田 久	25 名
2	5 月 17 日(金)	シニア向けスマートフォン教室	KDDI 認定講師	16 名
3	6 月 11 日(火)	今さら聞けない! キャッシュレス決済	(一社) キャッシュレス推進協議会 鈴木 麻友	25 名
4	7 月 25 日(木)	親子で学ぶ お金の使い方	東京都金融広報アドバイザー 吉田 淳子	親子 10 組 22 名
5	7 月 25 日(木)	はじめての投資	東京都金融広報アドバイザー 石村 衛	22 名
6	9 月 3 日(火)	食品添加物の役割とその安全性	(一社) 日本食品添加物協会 川岸 昇一	34 名
7	9 月 30 日(月)	「セカンドライフと生命保険」 ～老後にかかる金額を考える～	(公財) 生命保険文化センター 鈴木 千秋	25 名
8	10 月 3 日(木)	事例で学ぶ「こどもの事故」	(NPO 法人) Safe Kids Japan 西田 佳史	10 名
9	10 月 3 日(木)	相続税の基本	東京税理士会 江東西支部 室井 淳	29 名
10	10 月 30 日(水)	よく分かる成年後見制度	(公社) 成年後見センターリーガルサポート東京支部 司法書士 上野 祐一郎	22 名
11	11 月 15 日(金)	相続と遺言	(一社) 信託協会 藤田 敏夫	25 名
12	12 月 12 日(木)	防災備蓄は 3 段階フェーズで考える	(一社) 防災備蓄収納プランナー協会 長柴 美恵	14 名
13	12 月 18 日(水)	知っておきたい事前の葬祭知識と心構え ～お葬式・お墓・供養のわかりやすい理解～	日本葬祭アカデミー教務研究室 代表 二村 祐輔	28 名
14	12 月 18 日(水)	豊かな老後のために知っておきたいお金の話	金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 服部 博之	27 名
15	1 月 23 日(木)	プロが教えるクリーニングの基礎知識	東京都クリーニング生活衛生同業組合	24 名
16	2 月 19 日(水)	食品ロスを考えよう～今日からできること～	東京都消費者啓発員 横田 久美	10 名
17	3 月 7 日(金)	水道トラブルの基礎知識	東京都管工事工業協同組合	18 名
18	3 月 7 日(金)	冷凍食品の基礎知識と上手な利用方法	(一社) 日本冷凍食品協会	28 名

消費者展にて開催した講座

19	12月1日(日)	フェルトで作るポインセチアの ブローチ作り	環境整備推進委員会	44名
20		消費者トラブル啓発DVD上映	消費者センター	118名
21		落語と漫才で学ぶ消費者トラブル	桂 南馬 いち・もく・さん (東京都消費生活総合センター派遣)	49名

2. 親子向け消費者講座・見学会

No.	実施日	講座名	講師名	参加人数
1	8月15日(木)	親子でそなエリア東京・虹の下水道館見学	そなエリア東京職員	12組 27名
2	1月7日(火)	親子で東京スイソミル・がすてなーに見学	東京スイソミル職員	4組 8名

3. 出前講座 ※講師は本センターの消費生活相談員

No.	実施日	依頼団体	テーマ	参加人数
1	5月16日(木)	江老連 城東北部支部	最近の消費者トラブルについて	80名
2	5月22日(水)	彩の会	防ごう！消費者トラブル	18名
3	6月11日(火)	東陽長寿サポートセンター	在宅高齢者が陥りやすい消費者トラブル対策と対応	25名
4	7月12日(金)	平野長寿サポートセンター	契約の基礎知識～高齢者が遭いやすい消費者被害	12名
5	9月18日(水)	江東区消費者団体連絡協議会	最近の消費者被害の情報と対策について	32名
6	10月25日(金)	東京YMCA	高齢者向けの消費者トラブル未然防止について	5名
7	11月20日(水)	亀戸東長寿サポートセンター	江東区の消費者被害について	13名
8	11月28日(木)	東陽福祉会館	知って防ごう！悪質商法・詐欺の手口	23名
9	2月5日(水)	大島福祉会館	かしこい消費者になろう	20名
10	3月28日(金)	塩浜福祉会館	高齢者を対象とした消費者トラブル	20名

4. 消費者啓発事業・消費者展事業

No.	実 施 日	事 業 名	内 容 詳 細
1	9 月 発行	江東区の消費者行政 (令和 5 年度)	前年度の消費者センターの事業実績を冊子として作成し、関係各所に配布。
2	9 月 16 日(月)	こどもプラザまつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズを実施。啓発グッズ配布。
3	10 月 19 日(土)・ 20 日(日)	江東区民まつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。
4	12 月 1 日(日)	消費者展	講演会、落語と漫才で学ぶ消費者トラブル、消費者クイズ、消費者団体・協力団体による展示、味噌や野菜と果物の販売等。
5	1 月 13 日(月)	二十歳のつどい	若者向け啓発資料を配架。
6	2 月 21 日(金)～ 23 日(日)	消費者センターだより	こうとう区報と併配で「消費者センターだより」を区内全戸に配布。

5. 消費者に向けた情報発信力の強化

(1) 区報とホームページによる消費者被害関連の情報提供

- ・多重債務 110 番 令和 6 年 9 月 2 日(月)～3 日(火)
令和 7 年 3 月 3 日(月)～4 日(火)
- ・関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーン
令和 6 年 9 月 10 日(火)～11 日(水)

(2) 江東ワイドスクエアの制作協力

- ・今週の話題「消費者講座 セカンドライフと生命保険」
令和 6 年 10 月 13 日(日)～19 日(土)、1 日 5 回放送
 - ・江東かわら版～消費者センターをご活用ください～
令和 7 年 1 月 12 日(日)～18 日(土)、1 日 5 回放送
- ともに、YouTube 江東区公式チャンネルで公開

令和7年度消費者教育の実施計画について

資料3

1. 消費者講座

※ 15回開催予定。第2回までは実績。

No.	実施日	講座名	講師名	参加人数
1	4月23日(水)	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	(公社)全国有料老人ホーム協会 倉田 久	28名
2	6月3日(火)	今から取り組む終活～安心老後のためのお金の話～	金融経済教育推進機構(J-FLEC) 北澤 千秋	27名
3	7月30日(水)	その住宅リフォーム大丈夫ですか?～リフォームトラブルにあわないために～	住宅リフォーム・紛争処理支援センター	30名 (予定)
4	7月30日(水)	お金って何だろう?	金融経済教育推進機構(J-FLEC) 豊田 眞弓	親子15組 (予定)
5	10月30日(木)	相続税の基本	東京税理士会 江東西支部 室井 淳	30名 (予定)
6	11月1日(土)	インターネットやSNSの効果的な活用法とトラブル防止	東京都消費者啓発員 才木 智子	30名 (予定)

2. 親子消費者講座・見学会

8月、1月の2回実施、募集は各回40名を予定。

3. 出前講座

福祉会館、長寿サポートセンター等、高齢者福祉施設を中心に、出前講座の制度周知を行う。

No.	実施日	依頼団体	テーマ	参加人数
1	4月15日(火)	東京倉庫協会 江戸支部	最近多いトラブル事例について～ネット通販で消費者被害に遭わないために～	30名
2	6月11日(水)	東陽長寿サポートセンター	高齢者に多い消費者トラブルについて	20名

4. 消費者啓発事業・消費者展事業

No.	実施日	事業名	内容詳細
1	9月発行	江東区の消費者行政(令和6年度)	前年度の消費者センターの事業実績を冊子として作成し、関係各所に配布。
2	10月18日(土)～19日(日)	江東区民まつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。
3	12月7日(日)	消費者展	講演会、落語と漫才で学ぶ消費者トラブル、消費者クイズ、消費者団体・協力団体による展示、味噌や野菜と果物の販売等。

4	1 月 12 日(月)	二十歳のつどい	若者向け啓発資料を配架。
5	1 月 21 日(水)～ 23 日(金)	消費者センターだより	こうとう区報と併配で「消費者センターだより」を区内全戸に配布。

5. 消費者に向けた情報発信力の強化（予定）

- （1）区役所デジタルサイネージによる消費者ホットラインの周知（年2回）
- （2）大学と連携した若者向け消費者教育及び消費者センターの周知
- （3）Web を利用した各種講座等の申し込み

所管課における消費者教育の取組み

【青少年課】

江東区青少年交流プラザ消費者教育の取組み

【令和 6 年度実施結果】

『中・高校生の居場所づくり事業』

- ① 中・高生のための SNS やスマートフォンの安全教室
- 実施時期：令和 6 年 8 月 24 日（土）
 - 対 象：中学生・高校生
 - 実 施 者：東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部
ファミリールール事務局 寺田 幸人
 - 概 要：日々の SNS やスマートフォンの活用の中で起こりうる消費者被害について学び、未然に防ぐインターネットリテラシーを養う。また、SNS による誹謗中傷の原因となるコミュニケーションの向上を目指す。実生活において、事前にリスク回避できるようインターネットリテラシーを身に付け、SNS やスマートフォンの有意義な活用ができるとともに、普段の生活での円滑なコミュニケーションを身に付ける。
 - 実施結果：申込 2 名 当日参加者 3 名
- ② 中・高校生が教える保護者のための SNS 講座
- 実施時期：（1）令和 6 年 9 月 21 日（土）・（2）令和 7 年 3 月 29 日（土）
 - 対 象：保護者世代
 - 実 施 者：中・高生のための SNS やスマートフォンの安全教室受講生
 - 概 要：安全教室の受講生が、自分たちが学んだ携帯電話の購入問題やトラブルについてパワー ポイントでまとめた内容を解説し、さらに SNS の利用についてのトラブルやその解決方法など自らの実体験を踏まえて保護者世代に伝える。
 - 実施結果：（1）28 名（当日来館者参加のため事前申し込みはなし）
（2）7 名（当日来館者参加のため事前申し込みはなし）

【令和7年度実施予定】

『中・高校生の居場所づくり事業』

① オンラインリテラシー教室

○実施時期：令和7年8月7日（木）13：00～15：00 開催予定

○対 象：中学生・高校生

○実 施 者：未定

○概 要：日々のSNSやスマートフォンの活用の中で起こりうる消費者被害について学び、これを未然に防ぐインターネットリテラシーを養う。また、オンライン上での誹謗中傷の原因となるコミュニケーションについても、適切な発信方法を学習することでオンライン上だけではなく、普段の生活でも相手を尊重するコミュニケーション能力を身に付けることを目指す。

② 中・高校生が教えるインターネットリテラシー教室

○実施時期：（1）令和7年9月20日（木）・（2）令和8年3月28日（土）予定

○対 象：施設催事来館者

○実 施 者：オンラインリテラシー教室受講生

○概 要：①の講座で受講者が学習した内容について、自身でまとめた内容を発表資料として作成し、当施設の催事にてその成果を発表することで、机上の学習だけでなく、その情報発信の担い手としての情報啓蒙とオフラインで他者と向き合い自信の考えを伝える体験の機会を提供する。

【地域ケア推進課】

(1) 長寿サポートセンター（区内 21 箇所）消費者被害相談

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月 実績 20 件

うち、被害にあったもの 9 件、未遂に終わったもの 11 件

以下、被害にあったものより

- ・ケース 1 不用品買取業者 被害額不明 1,000 円を置いていった
- ・ケース 2 住宅リフォーム 被害総額不明 1,000 万円と思われる
- ・ケース 3 エアコン清掃 被害額 2,500 円

未遂のケースでは、振込みの直前に郵便局員が異変に気づき、警察に通報したものがあつた。

長寿サポートセンターが把握する消費者被害・特殊詐欺被害件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被害件数	11	13	20
(内未遂)	4	6	11
未遂割合	36.4%	46.2%	55.0%

(2) 情報共有・連携

長寿サポートセンターでは、特殊詐欺の手口について情報共有し、さらに地域のケアマネジャーや民生委員と情報共有している。

また、警察署とセンターは高齢者の安否確認や虐待対応、特殊詐欺対応といった場面で日頃から連携している。

なお、詐欺被害にあった方（未遂も含む）の固定電話は、警察との連携により自動通話録音機の設置手続きを行っている。

【指導室】

学校教育における消費者教育

(1) 小学校・義務教育学校（前期課程）

『社会（3年～5年）』

- ・地域の学習や、生産や販売の仕事に関する学習、産業の学習等の中で、消費者教育と関連を図ることができる。

『家庭（5年～6年）』

- ・「物や金銭の使い方と買物」の学習の中で、買物の仕組み（売買契約の基礎）や消費者の役割、物や金銭の大切さや物や金銭の計画的な使い方等について学ぶ。

『特別の教科 道徳（1年～6年）』

- ・「節度、節制」「規則の尊重」という内容項目を学習する際に、消費者教育と関連を図ることができる。

(2) 中学校・義務教育学校（後期課程）

『社会（公民的分野）』

- ・「市場の働きと経済」の学習の中で、消費生活を中心とした経済活動の意義や、市場経済の基本的な考え方を学ぶほか、「国民の生活と政府の役割」の学習の中で、消費者の保護の意義と消費者の自治の支援などを含めた消費者行政等について学ぶ。
- ・政治や経済、現代社会を取り巻く諸問題の学習を行う中で、消費者教育と関連を図ることができる。

『技術・家庭（家庭分野）』

- ・「金銭の管理と購入」、「消費者の権利と責任」の学習の中で、消費生活全般（金銭管理・売買契約・消費者の権利と責任・消費者トラブル等）について学ぶ。

『特別の教科 道徳（1年～3年）』

- ・「節度、節制」「遵法精神、公德心」という内容項目を学習する際に、消費者教育と関連を図ることができる。